

日田市過疎地域持続的発展計画（案）について（概要）

1. 目的・理由

令和3年9月に策定した「日田市過疎地域持続的発展計画」の計画期間が令和8年3月31日までであるものの、引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年4月1日施行）」による、過疎地域の市町村が、市町村計画に基づいて行う過疎対策についての財政上の特別措置を受けることができることから、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とする「日田市過疎地域持続的発展計画（案）」に変更します。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は、令和3年4月1日付けて施行され、あわせて日田市は全域が過疎地域として公示されました。この法律は、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため必要な行政財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するとされているものです。

2. 内容

- 1 基本的な事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

3. 策定予定日

令和8年3月下旬